

監査リスク・アプローチの手続的变化

—不正に関する監査基準委員会報告書の監査手続—

上 田 耕 治

I はじめに

監査基準は、監査人が監査対象について監査意見のための心証的な基礎を得るために、監査手続を計画実施するための考え方や手法の枠組みとして構成されている。今日の監査の枠組みは「監査リスク・アプローチ」と称され、1991（平成3）年の監査基準改正により導入された。これに対して、それ以前の監査の枠組みは「手続的アプローチ」と称されることもある。監査リスク・アプローチは、当初の導入の後、大きく2002（平成14）年および2005（平成17）年の監査基準の改正を経て今日に至っている。

一方、日本公認会計士協会が公表する監査基準委員会報告書（以下、監基報と省略する。）は国際監査基準（International Standards on Auditing：以下、ISAと省略する。）に対応して設定され、監査基準と一体となってわが国の一般に公正妥当と認められる監査の基準を形成している監査の実務指針である。監査基準に対応して監基報も改正されており、2013（平成25）年の監査における不正リスク対応基準（以下、不正リスク対応基準と省略する。）の設定においても関連の改正を行っている。また、監基報は、クラリティ版のISAに合わせた新起草方針に基づく改正を2011（平成23）年までに完了している。

本稿は、わが国の不正に関する近年の監基報の改正を通じた実務対応の変化を拠り所として、監査の枠組みにおける監査リスク・アプローチの今日的

動向をとらえることを目的としている。本稿の所見は監査の現在や将来をうかがう端緒になるのではないかと考えている。

本稿は、監査リスクに特に関連すると思われる「不正」に関して、監基報の監査手続の指示が監査リスク・モデルを用いたりリスク評価の枠組みから手続的な枠組みに回帰している状況に注目した。監査リスク・アプローチの手続的变化である。そのため、不正に関する監基報の一連の改正から3つの監査手続関連規定に焦点を当ててその監査手続を考察し（ⅡⅢⅣ）、監査の枠組みである監査リスク・アプローチの今日的な意義を再確認している（Ⅴ）。

Ⅱ 不正に関する監査手続に見る監査実務指針の手続的变化

1. 不正に関連する実務指針の変遷

1991（平成3）年の監査基準改正は、不正への対応のために監査実施準則から通常の監査手続を削除し、監査リスク・アプローチを導入したものであった。監査の実務指針である監基報の改正状況を監査リスク・アプローチ導入以降、特に不正リスク要因および収益認識の監査手続に焦点を当てて整理したものが図表1である。

不正に関する最初の実務指針は、1997（平成9）年の監基報10「不正及び誤謬」である。これは、1991（平成3）年改正監査基準が、会計上の不正に対する適切な措置等監査規範の面での新たな対応として、監査上の危険性に対する十分な考慮を求めた（企業会計審議会 1991、前文二）ことに関係して制定されたもので、不正と誤謬の定義や責任関係等の概念および十分な監査証拠の入手や計画の修正等の留意事項を中心とした実務指針であった。また、不正リスク要因の前身として「不正及び誤謬による重要な虚偽記載が財務諸表に含まれる危険性を高める諸要因」が例示された。

次の監基報10「不正及び誤謬」（2002（平成14）年改正）は、監査リスク・モデルを含む「監査上の判断の枠組み」を定めた監査基準（2002（平成14）年改正）に関連して改正されたもので、〔付録1〕不正リスク要因の例、〔付録2〕不正リスク要因に対応する監査手続の例、〔付録3〕不正又は誤謬の

兆候を示す状況の例、と監査人の評価および評価に基づく監査手続に関する事項が規定された。

次の監基報35「財務諸表監査における不正への対応」（2006（平成18）年改正）では、付録2不正による重要な虚偽の表示に関するリスク対応手続の例示が示された。このなかには、収益認識、たな卸数量、経営者の見積りについての監査手続が含まれている。監基報10〔付録2〕が不正リスク要因に対応する留意事項としての手続例示であったのに対し、監基報35付録2は、勘定ごとの監査手続の例示が多く盛り込まれ、より具体的な実務指針としての監査手続指示の傾向がうかがえる。また、不正リスク要因が、i 動機・プレッシャー、ii 機会、iii 姿勢・正当化により分類され、不正リスク要因の実践での評価に役立つように整理されたのもこの改正である。

2011（平成23）年に監基報240「財務諸表の監査における不正」が公表され、2013（平成25）年に、不正リスク対応基準の制定に関連して改正された。ここでは、不正リスクの概念定義とそれに関連して、《付録4》不正による重要な虚偽表示を示唆する状況の例示が追加された。

不正リスク対応基準では、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合には、不正による重要な虚偽表示の疑義が存在していないかどうかを判断するために、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施することが求められる（第二10）。《付録4》はそのような場合の状況の例示であり、たとえば、以下のようなものである。

1 不正に関する情報

- ・社内通報制度を通じて企業に寄せられ、監査人に開示された情報に、財務諸表に重要な影響を及ぼすと考えられる情報が存在している。
- ・監査人に、不正の可能性について従業員や取引先等からの通報がある（監査事務所の通報窓口を含む）。

このような不正に関する情報は、必ずしも、実務指針で例示されるまでもなく、監査リスク・アプローチの実務においてもリスク評価の修正に影響を及ぼすような状況であり、このような監基報の改正は不正に関する監基報の

手続的な性格を良く表すものと思われる。

2. 収益認識の監査手続

監基報240の不正による重要な虚偽の表示に関するリスク対応手続の例示から収益認識の監査手続を示す。

《(1)収益認識》

- ・各種データを利用して、収益に関する分析の実証手続を実施する。例えば、月別及び製品別又は事業セグメント別に、当年度の収益を前年度の収益と比較する。CAATは、通例でない又は予期せぬ収益間の関係や取引の識別に有用な場合がある。
- ・会計処理は特定の条件又は契約により影響を受けるが、これらの事項、例えば、リポートに関する算定基礎や算定期間が十分に明記されていないことが多いため、契約条件及び付帯契約がないことを取引先に確認する。検収条件、引渡条件、支払条件、製品の返品権、保証された再販金額、解約条項又は払戻条項がある場合には、このような状況が当てはまる。
- ・販売担当者、マーケティング担当者又は法務部門担当者に、期末日近くの売上と出荷、及びこれらの取引に関連する通例でない条件や状況について質問する。
- ・期末日に複数の事業所を往査し、出荷準備が完了した若しくは返品処理待ちの商品を観察する、又は売上や棚卸資産のカット・オフ手続を実施する。
- ・収益に関する取引がコンピュータ処理されている場合には、計上された収益に関する取引の発生と記録に関する内部統制の有効性を検証する。

これらの監査手続は、要約すれば、①各種データを用いて分析の実証手続を実施する、②特殊な条件または契約の有無を取引先に確認する、③期末日近くの売上、出荷および通例でない条件等について販売担当者等に質問する、④売上や棚卸資産のカット・オフ手続を実施する、⑤コンピュータ処理されている内部統制の有効性を検証する、と概括することができる。

一方、1991（平成3）年の監査基準改正前のいわゆる手続的アプローチ時代の「監査マニュアル」の手続指針は、以下のようなものであった（日本公認会計士協会 1990、pp. 3025-4,5_o）。

売上高の監査上の留意事項

- ①販売取引に関する内部統制が十分に整備・運用されていることを調査し、売上高の取引記録の信頼性を確かめること。
- ②所定の売上計上基準が継続的に適用されていることを確かめること。
- ③返品、値引、割戻し等の売上控除項目が所定の手続に従って適正に処理されていることを確かめること。
- ④売上高及び売上控除項目に算入してはならない項目が混入していないことを確かめること。
- ⑤期末日前後の取引の期間帰属の妥当性を確かめること
 - (a)売上高及び売上控除項目の期末締切処理手続（カット・オフ）が適正に行われていることを確かめること
 - (b)期末日直前の売上で、翌期首に売上戻りとなるような実質的に当期の売上とは認められない取引がないことを確かめること。
 - (c)未出荷売上が実現主義に基づく売上として認められるかどうかを確かめること。
 - (d)特殊な売上計上基準による売上高が適正に処理されていることを確かめること。
- ⑥内部売上高控除及び内部利益の除去に関する期末処理の妥当性を確かめること。
- ⑦売上高に関する表示の妥当性を確かめること。

《(1)収益認識》の監査手続は、観点は異なるが、この「監査マニュアル」の留意事項と比較しても同様に手続的であり、監査リスク評価方式による監査手続の計画実施という枠組み以上に手続指示が詳細であるように思われる。監基報の監査手続的な指示は、手続的アプローチの枠組みと共通する考え方を含んでいるように思われるのである。

3. 手続的な実務指針の意義

手続的アプローチ時代の「相対的に危険性の高い財務諸表項目の監査手続の充実強化について（2002（平成14）年廃止）」は、当時の監査基準の手続的性格を実務的に例証する公表物である。この報告は、企業の役職者による

財産上の不正行為（企業財産の不正使用、企業の財産の着服、企業への債務の転嫁等）の発生に鑑み、財務諸表に重要な影響を及ぼす不正行為等の発生の可能性に対処するため、不正行為が行われる可能性の監査計画上の考慮や確認等の監査手続の実施が強調されたものである。

企業会計審議会「監査における不正リスク対応基準の設定について」の「審議の背景」にも示されているように、不正に対応した監査手続等がわが国の公認会計士監査をより実効性あるものとするためのものと位置づけられる点でも、監査アプローチの手続的变化は、不正に取り組むための経験的な対応として、現実的実践的な評価を与えることができると考える。

Ⅲ 収益認識の不正リスク推定に見る監査実務指針の手続的变化

1. 収益認識の不正リスクの推定（監基報とISA）

監基報240には、次の要求事項が置かれている。

《4. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価》

25. 監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを判断しなければならない。

監査人は、収益認識に関する推定を適用する状況にないと結論付け、そのため収益認識を不正による重要な虚偽表示リスクとして識別していない場合には、第46項に従い監査調書を作成しなければならない。

これは、収益認識について不正リスクを推定してその発生を具体的に検討し、不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価を行う求めである。収益認識についての不正リスクの推定は、当初、監基報35において設けられ、ISAのクラリティ対応や不正リスク対応基準への対応に関する監基報の改正を経て、現在の要求事項と適用指針に整理された（図表1参照。）。図表2に示すように、監基報240と監基報35に内容には大きな変化はないが、ここでは、「不正のリスク」という用語が「不正リスク」に変更されていることに注目する。

図表 2 監査基準委員会報告書（監基報）の収益認識規定の改正

監基報35 (2006)	監基報240 (2011)
《IX 不正による重要な虚偽表示のリスクの識別と評価》 《1. 収益認識における不正のリスク》	《4. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価》
60. 通常、監査人は、収益認識には不正のリスクがあると推定し、どのような種類の収益や取引形態または経営者の主張に関連して、不正のリスクが発生するかを考慮する。	25. 監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクを識別し評価する際、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態またはアサーションに関連して不正リスクが発生するかを判断しなければならない。
収益認識に関係する不正による重要な虚偽表示のリスクであると評価したリスクは、第57項に記載している特別な検討を必要とするリスクである。	監査人は、収益認識に関する推定を適用する状況にないと結論付け、そのため収益認識を不正による重要な虚偽表示リスクとして識別していない場合には、第46項に従い監査調査を作成しなければならない。
監査人は、特定の状況下で、収益認識を不正による重要な虚偽表示のリスクとして識別しない場合には、その判断根拠を監査調査に記録する。	26. 監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクであると評価したリスクを、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならない。

監基報240の収益認識の不正リスクの推定は、ISA240（IAASB 2009、以下、本文中 ISA240 として引用する。）の同様規定に対応するものである¹⁾。ISA240 の要求事項では、「監査人は、不正による重要な虚偽表示リスク（risks of material misstatement due to fraud）を識別し評価する際、収益認識には不正のリスク（risks of fraud）があるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態またはアサーションに関連してそのようなリスク（不正による重要な虚偽表示リスク（筆者注）が発生するかを判断しなければならない。（para. 26）」と、不正による重要な虚偽表示リスクと不正のリスクの文言を使い分けて手続を指示している。この点、監基報240（2013（平成25）年改正）は、不正リスク対応基準の定義に合わせて²⁾、不正リスク

- 1) ISA240 では、2004年12月15日以降開始事業年度から収益認識に対する不正のリスクの推定が求められ（IAASB 2006a, para. 60.）、2009年12月15日以降開始事業年度から要求事項と適用指針に再構成された（IAASB 2009, paras. 26-27, A28-A32.）。
- 2) 企業会計審議会「監査における不正リスク対応基準の設定について」の「不正リスク対応基準の基本的な考え方」では、財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示のリスクを不正リスクと称している。

(ISA240 では、risks of fraud) を「不正による重要な虚偽表示リスクの略称。不正による重要な虚偽表示リスク、不正リスクいずれの表現も用いている。(第3項(3))」と定義し、不正による重要な虚偽表示リスクと不正のリスクを同義に扱っている。

しかし、図表2の「不正のリスク (risks of fraud)」から「不正リスク (risks of fraud)」へ変更は、ISA240の文言に関係なく行われたものであり、「重要な虚偽表示リスク (risks of material misstatement)」が別途ISAで定義用語であることも考えると「不正による重要な虚偽表示リスク」と「不正のリスク」を同義にとらえることはISA240の文意にはないものとする。

2. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別

この差異により、収益認識の不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価の実務に次のような差異が生じるのではないだろうか。不正による重要な虚偽表示リスクと識別評価しない場合のフローについて比較例証する。

－監基報240－

収益認識には、「不正による重要な虚偽表示リスク」があると推定する。→どのようなアサーション等に「不正による重要な虚偽表示リスク」が発生するかを判断して「不正による重要な虚偽表示リスク」を識別評価する。→どのようなアサーション等にも「不正による重要な虚偽表示リスク」がない場合は、その理由を監査調書に記録する。

－ISA 240－

収益認識には、「不正のリスク」があると推定する。→どのようなアサーション等に「不正のリスク」があるか、「不正のリスク」がある場合にそれから「重要な虚偽表示リスク」が発生するかを判断して「不正による重要な虚偽表示リスク」を識別評価する。→どのようなアサーション等にも「不正のリスク」がない場合、もしくは、「不正のリスク」があってもそれから「重要な虚偽表示リスク」が発生しない場合は、その理由を監査調書に記録する。

このように見ると、監基報240は、ISA240より強く収益認識に「不正による重要な虚偽表示リスク」があると推定するために、反証の調書化が求めら

れる下では、「不正による重要な虚偽表示リスク」があると識別評価されやすくなると思われる。これを監査手続に展開して整理すると、不正による重要な虚偽表示リスクを識別評価することにより、それを特別な検討を必要とするリスクと扱う結果、実証手続（詳細テスト）が必要となるという監査手続の立案プロセスが考えられる。

3. 収益認識の不正リスクの推定の監査実務

収益認識についての不正リスクの推定は、監査実務への不正リスクの注意喚起的な要求事項であり³⁾、不正対応の観点から収益認識に関する監査手続もしくは文書化の徹底が求められているものである。

「収益認識」は、ISA240の revenue recognition (para. 26) に対応した文言訳であるが、期間帰属（カット・オフ）の監査要点にとどまらず、広く「売上計上」と考えられる。監査手続の実務を一概に論じるのは不可能ではあるが、売上計上に関する監査は、通常、内部統制に依拠することから、売上の実在性（もしくは発生）についての実証手続（詳細テスト）は重視されず、カット・オフ以外の詳細テストは、限定的にしか実施しないのがこれまでであった。また同時に、多くの取引の合計結果である売上について詳細テストを実施することは不可能とも考えられる⁴⁾。

しかし、近時、監基報の収益認識の不正リスク（不正による重要な虚偽表示リスク）の推定と評価により、売上の実在性を意識した監査実務が行われ

- 3) 国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、2004年以降クラリティ・プロジェクトと称する新起草方針に基づく改訂を行った。収益認識についての不正のリスクの推定をガイダンスから要求事項とするISA240の結論の根拠では、「ガイダンスである現行のISA240の意図を反映したもので、ガイダンスの文言および推定を適用しない場合の文書化について明確にしたものである。収益の不正は、すべての規模の企業に生じる可能性があり、監査人に特段の注意が求められる非常に不正が生じやすい領域である。」と説明している（IAASB 2006b, para. 87-88）。
- 4) モントゴメリーの監査論では、「収益サイクルの勘定に適用される実証性テストは、主として、売掛金が対象となる。損益計算書勘定に関して必要とされる保証は、通常、統制手続のテスト、分析的手続、および貸借対照表勘定に適用される詳細な実証性テストの組合せから得られる。」と、収益勘定に詳細テストを適用しない監査手続を説明している（O'Reilly et al. 1998, p. 18-8. 訳書 p. 613.）。

ている現状がある。仄聞するところによると、売上計上の実証手続として、年を通じて何百件以上にも及ぶ取引記録の詳細テストを行う監査実務もあれば、数十件程度の監査実務もおおよそ監査法人ごとの傾向としてあるようである。売上の実在性という監査要点に対して、実証手続（詳細テスト）を中心に実施するか、運用評価手続を組み込むかという個別事情もあるが、売上について新しい監査慣行が生じているような状況がうかがえる。

売上の実在性についての監査要点の設定は、収益認識の不正リスクの推定を契機として顕著になったものであるが、取引の実在性（もしくは発生）という実証手続が容易でない項目に対する監査実務の対応が求められているものと考えられる。このような不正リスク推定を契機とする新しい監査手続や監査実務も、監査リスク・アプローチの手続的变化が認められる要因と考えられる。

Ⅳ 不正リスクと監査リスク・モデルに見る監査実務指針の手続的变化

1. 不正リスクと特別な検討を必要とするリスク

監基報240は、収益認識の監査手続に関連して、不正リスクと特別な検討を必要とするリスクの関係について示している。

《4. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価》

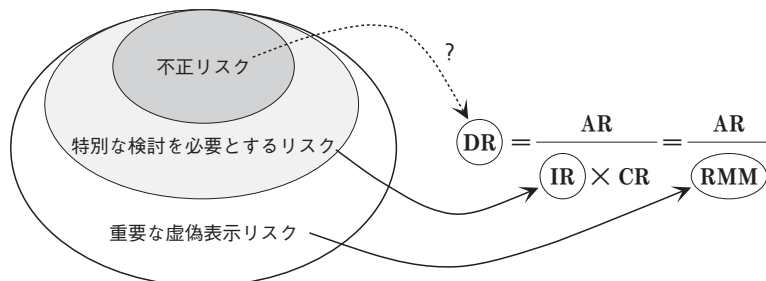
26. 監査人は、不正による重要な虚偽表示リスクであると評価したリスクを、特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならない。そのため、監査人は、当該リスクに関連する統制活動を含む内部統制を理解しなければならない。

特別な検討を必要とするリスクに関連して監基報315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」では、監査人は、財務諸表全体レベルおよびアサーション・レベルで、重要な虚偽表示リスクを識別・評価（第24項）する過程で、監査人の判断により、その識別した重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであるかどうかを決定しなければならないが、このとき、監査人は、そのリスクに関連する内部統制の

影響を考慮してはならない（第26項）としている。また、監査人は、識別した重要な虚偽表示リスクが特別な検討を必要とするリスクであるかどうかを決定する際に、少なくとも、不正リスクであるかどうか等を考慮して決定しなければならない（第27項）としている。

この一連の定めから、「重要な虚偽表示リスク」、「特別な検討を必要とするリスク」および「不正リスク（不正による重要な虚偽表示リスク）」の関係は、監査リスク・モデルとの関係も合わせて図表3のように整理できる。この図では、不正リスクと発見リスクの直接的な関連も示唆している。

図表3 不正リスクと特別な検討を必要とするリスク



(図注) AR: 監査リスク、IR: 固有リスク、CR: 統制リスク、DR: 発見リスク、RMM: 重要な虚偽表示リスク。

2. 不正リスクと内部統制

不正リスクを、特別な検討を必要とするリスクおよび重要な虚偽表示リスクの部分集合、すなわち、重要な虚偽表示リスクのうちの重大 (significant) であってかつ不正要素を含んだもの、と考えれば、不正リスクに対応する監査手続 (実証手続) は、監査リスクを所与として監査リスク・モデル式を用いて決定することになる。したがって、たとえば、不正リスクの事後的な識別は、重要な虚偽表示リスクの評価の修正と扱われることになり、特別な検討を必要とするリスクに対応すると同様に、「そのリスクに関連する統制活動を含む内部統制を理解する (監基報315第28項)」ことから対応されるこ

となる。

しかし、不正リスクは内部統制の逸脱を原因とするものであり、内部統制の評価も経て識別評価されるものである。この点、監基報240の監査手続においても、「そのリスクに関連する統制活動を含む内部統制を理解しなければならない。(第26項)」とするもの⁵⁾、むしろ、「そのアサーションについて不正リスクを識別していない場合に比べ、より適合性が高く、より証明力が強く、またはより多くの監査証拠を入手しなければならない。(第29項)」と実証手続からの証拠への依拠が強調されている。また、それに続く要求事項(第30-32項)や関連する適用指針(第A29項)でも、「経営者による内部統制の無効化」や「関連内部統制が整備運用されない可能性の示唆」への留意が示されている。

すなわち、不正リスクは、固有リスクの側面が強調される特別な検討を必要とするリスクの部分集合と考えることができないのではないかと、内部統制の埒外である不正を扱う不正リスク対応の監査手続は、内部統制の評価(内部統制の理解や運用評価手続)の結果として監査手続が決定される監査リスク・モデルに整合しないのではないかと、ということが問題となる。

3. 不正リスクと監査リスク・モデル

不正リスクも特別な検討を必要とするリスクも共に、重要な虚偽表示リスクが相対的に高いと評価される要素である。しかし、それぞれのリスク対応手続への展開は異なり、不正リスクは、高い発見リスクを許容するより詳細な実証手続へ、特別な検討を必要とするリスクは、内部統制の検討を経て、その重要な虚偽表示リスクの評価結果に応じた発見リスクの水準に見合った実証手続へと異なるプロセスが予定されている。

これは、特別な検討を必要とするリスクが、監査リスク・モデルに適合し

5) ISA240の該当条項では、「・・・まだ検討を及ぼしていない場合には、そのリスクに関連する統制活動を含む内部統制を理解しなければならない。」と不正リスクが内部統制を含んだ概念であることも監査手続の指示に考慮されている (IAASB 2009, para. 27.)。

包含されるリスク概念である一方で、不正リスクは、監査リスク・モデルに合わない部分があるからであると考えられる。

さらに、このことは、実務面で、監査の失敗⁶⁾の可能性である監査リスクを所与とする下で不正リスクの評価や対応する監査手続の決定ができるのか、不可能とも思われる収益認識の実証手続（詳細テスト）を数多く行う監査実務は、監査リスクを所与としないで、すなわち、監査リスク・モデルの枠外で実施していると考えざるを得ないのではないか、という問題も想起させる。

結局のところ、不正リスク（不正による重要な虚偽表示リスク）は、監査リスクと同様の総合的複合的な概念で、それを社会が許容する程度の十分に低い水準に設定して監査を実施しなければならないようなリスク概念なのではないかと考える。同趣旨で、不正による重要な虚偽表示リスクと重要な虚偽表示リスクは、実務上別個に評価され、リスク評価と手続立案が二重になる実務の可能性も想定できる。このことから、不正リスクは、監査リスク・アプローチの監査リスク・モデルの監査の計画実施に包含される監査リスク概念ではないように考えられるのである。

V 監査の枠組みの手続的变化の意義

これまでに検討してきた、不正リスク要因および収益認識の監査手続ならびに不正リスクと監査リスク・モデルの関係から、監査アプローチが手続的な留意事項を多用するようになる状況や、不正リスクを推定することによる実証手続（特に、詳細テスト）に傾倒した実務対応や、監査リスク・モデルに包含されているとはいえない不正リスク概念を用いた監査実務の実情に注目して監査リスク・アプローチの変化をうかがってきた。

これらから、監査リスク・アプローチは、監査リスク・モデルを用いたりリスク評価の結果として実証手続が構成されるリスク・モデル指向のリスク評

6) 監査の失敗を法的責任の観点でのみ定義する主張もあるようであるが、本稿でも重要な虚偽表示の看過の結果となる監査の失敗をより広くとらえている（鳥羽ほか 2015、pp. 161-178.）。

価から重要な虚偽表示の発生可能性に対して実施すべき監査手続を構成するような手続指向のリスク評価への変化を見定めることができる。そして、それは新たな監査技術や監査手法の開発も必要とするほど明確な流れであるように思われる。

監査の枠組みである監査リスク・アプローチには、①監査判断の過程を理論的に説明する監査手続の立案指針および②監査を社会に説明するための伝達手段の2つの役割があると考えられる。

監査リスク・アプローチの今日的な展開により、監査基準に手続的な規範要素が高まり、監査リスクの評価についての監査人の独自性が薄れたとしても、監査リスク・アプローチの社会的意義が変化したということではないだろう。

一方で、監査リスク・アプローチの監査リスク・モデルを用いたリスク評価の位置づけが小さくなっているかもしれないということについては、不正対応との関係で制度への影響も含めてさらなる検討が必要と思われる。

監査アプローチの手続的变化は、不正対応という監査に対する社会の期待に応えるものとして生じているが、このような監査アプローチの変化が、監査対象の拡大や監査保証の質的变化のような新たな社会の要請と共にかかわるとき、社会的な制度である監査の枠組みに対するより大きな変化が生じることになると思われる。また、その動きも予感されるのである。

(筆者は関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授)

参考文献

- International Auditing and Assurance Standards Board (IAASB) (2006a), *ISA240 The Auditor's Responsibility to Consider Fraud in an Audit of Financial Statements*.
- IAASB (2006b), *Basis for Conclusions: Clarity Amended Preface to the International Standards on Quality Control, Auditing, Review, Other Assurance and Related Services*.
- IAASB (2009), *ISA240 The Auditor's Responsibility Relating to Fraud in an Audit of Financial Statements*.
- O'Reilly, Vincent M., Patrick J. McDonnell, Barry N. Winograd, James S. Gerson and Henry R. Jaenicke (1998), *Montgomery's Auditing*, 12th ed., John Wiley & Sons, Inc.. (中央監査法

- 人訳『モントゴメリーの監査論（第2版）』中央経済社、1998年。）
- 企業会計審議会（1991）「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂について」
1991（平成3）年12月。
- 鳥羽至英、秋月信二、永見尊、福川裕徳（2015）『財務諸表監査』国元書房。
- 日本公認会計士協会（1988）監査第一委員会報告第50号「相対的に危険性の高い財務諸表
項目の監査手続の充実強化について」1988（昭和63）年10月。
- 日本公認会計士協会（1990）監査第一委員会研究報告第1号「監査マニュアル」1990年
（平成2）年9月。